

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないで行った行為は、無効となりますのでご注意ください。

〔なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。〕

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

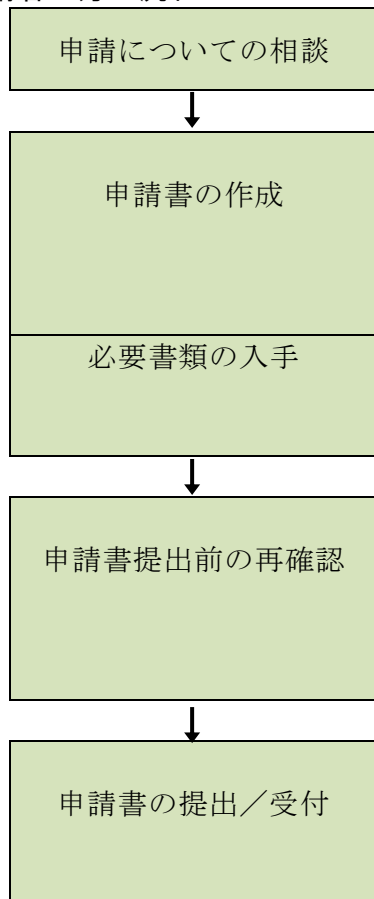
- ・ すべて効率利用要件
今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・ 農作業常時従事要件
申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
(通作距離概ね40km・通作時間1時間以内も含む。田辺市内の方が田辺市内の農地の権利を取得する場合は距離、時間による制限はないものとする)
- ・ 地域との調和要件
今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと
- ・ 農地所有適格法人要件
法人が所有権移転を行い、農地を所有するためには、農地所有適格法人の要件を満たしている必要があります。
(貸借の場合は満たす必要はありません。)

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条の規定を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 田辺市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

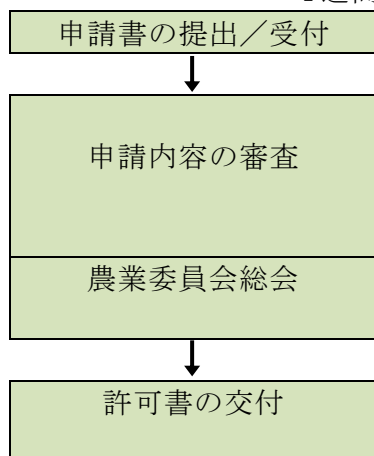
※ 申請内容に応じて申請書を作成いただきます。
(様式、記載例は農業委員会にあります。ホームページからもダウンロード可能です。)
なお、記入に当たっては農地法3条申請書 記入マニュアルをご参照ください。

※ 「各申請に関する説明及び申請に必要な書類について」をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記入例や「各申請に関する説明及び申請に必要な書類について」でご確認ください。

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会等の流れ (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は4週間です。)



※ 受付期間は農業委員会予定表でご確認ください。

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。

※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。(受領印をご持参ください)